社説

所謂人權問題

目下政黨の流が內閣死活の問題など稱して頻りに囂々くする人權問題とは如何なる事柄なるや耶、苟も人權の消長に關して例へば往昔の米國に於ける奴隸賣買の如きものならんには政治問題として爭ふに充分の價ある可しと雖も今の所謂人權問題とは新聞紙條例、集會政社法等の改正に過ぎずと云ふ稱呼の仰々しきに引換へて事實の些末なる是れが死活の問題とは只驚くの外なきのみ新聞集會の取締法の如き强ひて人權に關係ありと云へば云ふ可きなれども其爭の點を溯けば如何にも些細の事柄にして外に對して國家の體面に關する大事件に非ず好しや之を存したりとて一般の人民に非常の苦痛もなきものなるに然るに死活の問題など叫んで之に由て政黨の去就を決するの權利を示すとは果して本心より出でたる舉動なるや否や抑も新聞條例、政社法の改正に就ては何人も反對するものはある可らず今回政府より提出したる新聞條例の改正案を見るに世間に議論の喧しかりし彼の發行の禁停止は全廢に至らざるも皇室軍事外交及び社會の秩序風俗を紊る云々の外は全く開放して政治上の言論には毫も束縛を加へず著しき進步にして若しも論者が眞實言論を以て政府に對するの一點より現行の條例に不便を感じて其全廢を云々したるものならんには實際に目的を達したるものと云はざるを得ず又集會政社法の如きも民間に異論の多き條項を削除したる倘は其上に保安條例撤戒令なども全く廢止す可しと云ふ即ち今度の改正は多く民論を容れたるものにして我黨の所見を以てすれば當局者が情實纏綿の中に在りながら能くも斯くまでに覺悟したるものと寧ろ其勇氣に敬服せざるを得ず要するに民論の希望に異なる所は新聞條例の皇室軍事外交以下に禁停止の制裁を存するの一點に過ぎざる可し些かの相違のみか實際は孰れにしても格別の不便はなき筈なるに只みの一點を捕へ死活の問題呼はりして騷々しき舉動は如何にも解す可らざる所にして我黨の曾て述たる如く今の政黨の爭は主義の爭に非ず只管喧嘩の種を求て無理に非を唉せんとするに過ぎずとの言、果して實際の事實なるを見る可し進步黨一味の黨の如きは現政府組織の際には大に盡力したる由にて自ら其主義に大差なきを明言し乍ら僅に禁停止の一條に由て去就を異にせんとの意事は或は此一條は兼ね〳〵黨の宿論として唱へ來りしものを恰も自家の政府と爲りて其實行を見る能はずとありては天下に對して面目なしとの精神にてもあらんか甚だ殊勝なるが如くなれども恰も夫婦の縁を結ぶに頗る嗜み少なき一條の意見にすがりて百般の偕老を契らんとしたるは如何にも淺薄なる縁と云はざるを得ず苟も政黨を以て自から任ずる以上は兎に角に政治上の主義を判然にして去就す可し單に人權問題を抖んで云々するが如き其聲如何に大なるも實際には是種の[illegible]自家の黨中に經綸の存するを自白するも[illegible]改正の外に經綸の索なかる可しと云はるゝも致方なき次第にして氣の毒に堪へざる所なり政府の施設擧動を見て今昧に於て同意ならば進んで贊成す可し不同意と認めたらば直に反對す可し其進退去就は只主義の如何に依る可きのみ若しも然らず所謂人權問題など云々して曖昧の間に身を處するに於ては本來無主義と認めらるゝも辯解の辭はある可らず我黨の斷じて取らざる所なり

○日秘通商航海條約

我國と秘露共和國との間に初めて修好通商航海假條約を締結したるは明治六年にして當時、歐米締盟國に對し條約改正の議もありたるみとなれば同年八月二十一日調印の條約は極めて簡略なる假條約に過ぎざりき今回改締の日秘新條約は一昨二十八年三月二十日締結したるものにして秘露共和政府は嚮に新條約の批准交換を二十九年十二月二十四日まで延期せんみとを申出で我が政府も承諾し置きたるに愈よ同二十四日、米國華盛頓に於て批准交換を了せられ我政府は昨九日の官報を以て其全文を公布せり今之を本月四日公けにせられたる日白條約に比するに各條約中、字句の少しく相異なれるが如きは之を除くとして條文の著しく相違せるもの大要、左の如し

第十條第三項

日白條約には第三項として條約期限間、白耳義國船舶の日本現開港場間に積荷を運漕するみとを許せるも日秘條約に此項なきは現在秘國船の日本開港間を往復するものなきが故ならん

第十四條

最惠國の主意に關しては日白條約は無條件の恩惠を約するも日秘條約に在りては「兩締盟國は其の一方の通商及航海と他の一方に於て總て最惠國の基礎に置く主意を有するに因り通商及び航海に關する一切の事項に關し其の一方より別國の政府、船舶、臣民或は人民に現に許與し或は將來許與すべき一切の特典、殊遇若くは免除は他の一方の政府、船舶、臣民或は人民にも若し別國へ無報酬にて許與したるときは無報酬にて又若し條件を附して許與したるときは其れと均一の條件を附して之を許與すべきみとを兩締盟國に於て約定す」と約定せり

第十七條以下

日白條約の一箇條なる第十七條即ち居留地跡始末の條文は同秘條約には揭げられず是れ秘人は未だ日本に於て居留地を有せざるが故ならん既に第十七條に居留地跡始末の約定なきがゆゑ同條以下、日秘條約に在りては順次繰上げられたり

第十八條(日白第十九條)

實施期日は事實上兩條約に於て相同じかるべきも日白條約は實施の一箇年前に實施の通知を日本政府より發するを要するに日秘條約には其規定なく又條約有効の年限も大に相違せり即ち日秘條約に在りては六箇年經過後、條約終了を通知し得べき習にて其條約文は「本條約は明治三十二年七月十七日より實施せらるべきものとす、[illegible]某日より七箇年間、効力を有するものとす、兩締盟國の一方は本條約實施の日より六箇年を經過したる後は何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方へ通知するの權利を有すべし而して此通知を爲したる後、十二箇月を經過したるときは本條約は消滅に歸すべきものとす」とあり日秘其他の條約に在りて有効十二箇年なると大に相違せり

議定書

日秘條約には法典實施等に關して彼我全權の間に往復せる公文なし其議定書も亦頗る相違の點あるに付之を左に揭ぐ

日本國皇帝陛下の政府及び秘露國政府に於て本日調印したる通商航海條約の實施に先だち新關稅則を有効ならしめんと欲するを以て雙方の全權委員は左の約定に同意せり

明治六年八月二十一日締結の條約第五條は本日調印したる條約批准交換の日より無効に歸したるものとす然る上は日本國皇帝陛下の政府は秘露國政府と均しく兩國間の通商に關し各自由に其輸出入稅率を定むるみとを得べし

但し兩締盟國の一方に於ては他の一方より輸入し又は之へ輸出する貨物若くは商品に對し最惠國より輸入し又は之へ輸出する同種の貨物商品に對して現に賦課し若くは將來賦課すべき所に異なるか或は之より多額の稅金を賦課するみとなかるべきみと、知るべし云々

○日米新航路開設の中止

米國カリフォルニア州のサン、ヂーゴ港と我橫濱との間に新航路を開かんと米人ポッター氏が奔走中なる由は屢々前號の紙上に記載せしが氏の云ふ所餘りに甘過ぎしかば同港とロスアンヂエス市の實業家は共に漸く危み始め中頃變じて氏の計畫に力を假すを辭するに至りしより氏も今日の模樣にては迚も事の成就望み難しと斷念し失望してシカゴ市へ歸りしよし然れども氏は決して其計畫を全く放擲せるには非ず唯中止せるのみにて將來再び發起する心算なりと云ふ

○獨逸の日支商況視察員

日支兩國の商況視察の爲め近々に獨逸を出發す可き一行は何れも商工業界に於て敏腕の譽れある人々にして其目的は九箇月乃至十二箇月を費やして日本支那の內地に入り人民の嗜好を詳はしく調査し歸國の後ち同業者の間に之を報告して兩國人の需用に應ずる物品を製造するの資に供するにあるよし又視察員派遣を發起せるものは獨逸實業協會にて同會は兼てより日支の商況に關する智識に就ては獨逸商人遙に英米の同業者に劣れりと唱へしが終に多數の贊成を得て此舉あるに至れり其間には種々の困難ありしが中にも委員の人撰は第一の難事なりしよし又其費用は民間の有志より募り既に莫大の高に上りたれども尙ほ政府に二千五百萬磅の補助を仰ぐ見込なりと云ふ

○猛犬の血液注射の結果

伊太利の有名なる生理學者モッソ博士は睡眠を催ほす原因を研究せんと種々に試驗せるが中にも飢餓みそ其結果最も著しく其實驗なるみとを證し得たり即ち圖の右側なる猛犬の頸に穴を穿ち之に普通の移血機を挿し込み[illegible]同じく[illegible]なる犬の血管を開きて右の猛犬の一脈を挿し斯の如くして猛犬の血液を溫壯なる犬の體中に注ぎ今まで溫和なりし犬は[illegible]て[illegible]して容易に[illegible]可し又[illegible]犬の血液を[illegible]せる犬の頸に[illegible]する時は[illegible]せり倶博士の試驗は犬にのみ施せるものなれども人體にも同る

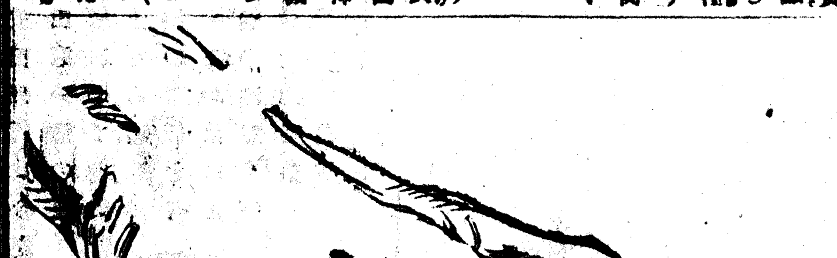

8一の結果を生ず可
見込なりと云ふ尙ほ
樣々の試驗を爲し米
に於て定期試驗を始
して一々みれを記し
掛り二時半にて了り
に前の重量を揭げ得
に二人のみにて他は
し是れに由りて見れ
關亦伴ふを知る可し
なる試驗は片目片耳
せる所にして此目を
め込みて其容體を熟
々に眠氣を催はし果
布と綿を取り拂へば